



平成 27 年 10 月 9 日

各 位

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
株式会社 パ ソ ナ グ ル ー プ
代表取締役グループ代表兼社長 南 部 靖 之
コード 2 1 6 8 東 証 第 一 部
問合せ先 取締役常務執行役員 仲 瀬 裕 子
(TEL. 03-6734-0200)

業績連動型株式報酬制度導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 21 日付で、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、平成 27 年 8 月 19 日開催の第 8 期定時株主総会において、役員報酬として本制度を導入することを承認する旨の決議（以下「本株主総会決議」といいます。）がなされましたが、本日開催の取締役会において、その詳細について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社役員および従業員を対象とするインセンティブプランである「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP」といいます。）の導入についても決議いたしました。詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本制度及び J-ESOP の導入に伴い、当社が保有する自己株式 4,893,100 株（平成 27 年 5 月 31 日現在）のうち 485,000 株（499,065,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行から再信託を受けた再信託受託者）に対して処分すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

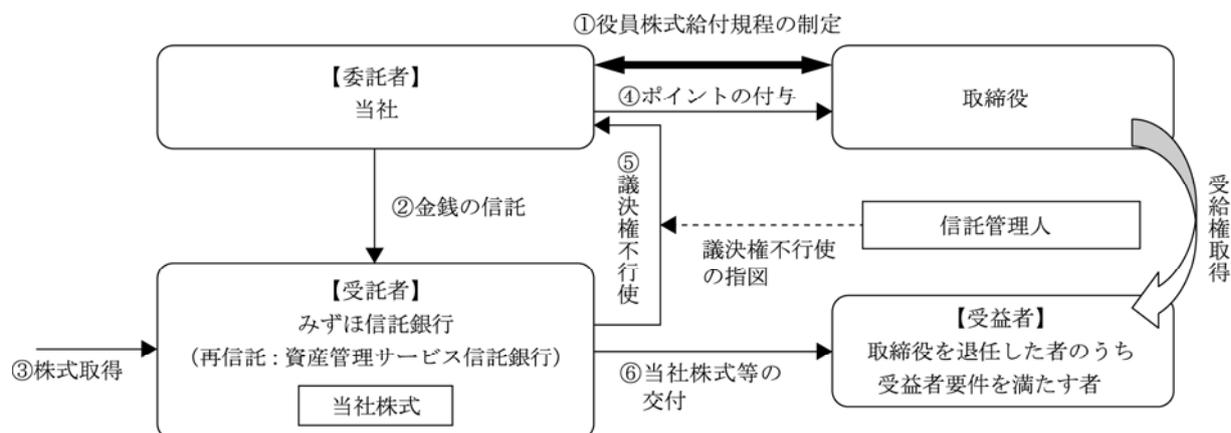
1. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | 株式給付信託（BBT） |
| (2) 委 託 者 | 当社 |
| (3) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受 益 者 | 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信 託 の 種 類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (6) 信 託 契 約 日 | 平成 27 年 10 月 26 日 |
| (7) 信 託 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 26 日 |
| (8) 信 託 の 期 間 | 平成 27 年 10 月 26 日から信託が終了するまで
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |

2. 本自己株式処分における本信託による当社株式の取得内容

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 株式の取得資金として拠出する金額 | 299,439,000 円 |
| (2) 取得株式数 | 291,000 株 |
| (3) 株式の取得日 | 平成 27 年 10 月 26 日 |

3. 本制度の仕組み（再掲）



- ① 当社は、本株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一部について、対応する当社株式の時価相当の金銭を交付します。

以上